

## 第4回 日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 議事要旨

- 日時：令和7年5月21日(水)10:00~12:00
- 場所：経済産業省本館17階第2特別会議室・オンライン併用開催（Teams）
- 出席委員等
  - 委員：吉村 政穂座長、新井 努委員、池上 彰朗委員、岡村 忠生委員、久保 輝幸委員、白土 晴久委員、曾我部 彩委員、竹中 英道委員、林 博之委員、判治 禎之委員、梁 文馨委員、渡辺 徹也委員
  - オブザーバー：一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、財務省主税局参事官室、国税庁調査査察部調査課、金融庁総合政策局総合政策課、経済産業省経済産業政策局企業行動課
  - 事務局：経済産業省経済産業政策局投資促進課
- 議題：
  1. 開会
  2. 事務局資料説明
  3. 全体討議
  4. 閉会
- 議事概要：

各論点に対し、委員より以下のような意見があった。

### <総論>

- グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、CFC 税制について制度趣旨を整理した上で抜本の見直しをするべき極めて重要な局面であると考えている。
- ペーパーカンパニーが性悪説のもとで扱われることや、企業グループを無視して会社単位で判定・計算する現状は、事務負担と過剰課税の両面で国際競争力の大きな障害になっている。税務部門のみならず営業部門等も含め、CFC 税制の事務負担について強い問題意識を持っている。租税回避行為を行わないポリシーを厳格に適用し、法の趣旨まで考えた運用を徹底しているが、真っ当にオペレーションしているにもかかわらず、事務負担や過剰課税が発生する現状は不合理。
- 3月決算法人は、2026年9月末のIIR初回申告に向け準備を進めている。一方で、CFC 税制の事務負担は依然として膨大であり、移行期間CbCRセーフハーバー適用期間の終了が迫っている中で恒久的セーフハーバーについては不透明であることを考慮すると、将来的に

事務負担はさらに増加することが懸念される。このような状況を踏まえ、本研究会の最終報告に沿った CFC 税制の改正実現が重要である。

- グローバル・ミニマム課税に対して積極的ではない主要国があることにも留意が必要。

### <CFC 税制の制度趣旨について>

- CFC 税制の制度趣旨の整理は、議論の出発点として重要である。過去の最高裁判決では、現在の CFC 税制の趣旨・目的には踏み込まれていないが、調査官解説では、CFC 税制の制度趣旨につき、「所得の外国子会社への付け替えによる日本の課税ベースの浸食防止という観点から説明されることになろう」と言及している。
- 今回、CFC 税制に関する様々な問題が指摘されているが、CFC 税制の制度趣旨について公的に明確化することで制度の改善につながると考えられる。
- 日本企業が海外 M&A を行う場合において、買収に伴い生じる CFC 課税が要因となって買収を断念したケースが報じられており、注視する必要がある。
- 海外 M&A により取得した外国子会社に買収完了前に生じた所得は日本の課税ベースの浸食に当たらないことは自明であるにも関わらず、外国子会社の事業年度末における株主が日本企業であれば CFC 税制の適用対象となり、事業年度を通じて合算対象となる可能性がある。このような理由で、日本企業が買収を断念したり、買収の結果として不測の CFC 課税を受けたりする事態も現に生じていると考えられる。また、CFC 税制が要因となって海外 M&A が阻害されることにより、将来の日本の課税所得が失われれば、税收確保の面からも悪影響であり、むしろ本末転倒の事態が生じると考えられる。
- 海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収価格には買収完了前に既に生じていた所得も織り込まれているので、その分にも合算課税がなされれば、一種の「二重の支出」となりかねない。
- CFC 税制は、持分が 10%以上となれば適用され、また個人にも適用されることも踏まえると、執行当局としては個人富裕層等による無制限の課税繰延のような租税回避も対象にせざるを得ず、制度の趣旨をどう考えるかは非常に難しい。米国のように、CFC 税制と個人富裕層等の国外資産に係る課税繰延防止措置を別に考えるという方向性もあり得る。

### <現地進出・組織再編時の取扱いについて>

- 英国 CFC 税制において買収後一定期間を合算対象外とする措置があることから、買収直後に事務負担を求めることが事実上は非常に難しい。買収後一定期間に生じた所得を全て合算課税の対象外とするという方向性についても検討すべき。
- 海外 M&A によって取得した企業群について、事業環境の変化に即して行う組織再編は、買収直後の PMI の局面のみならず、経営上のニーズ等を踏まえ適切なタイミングで実施されるもの。このような組織再編の障壁とならないよう、日本の課税ベースを浸食していないことが

明らかな所得について合算課税の対象外とする所得の範囲を適切に設定できれば、買収後一定期間合算対象外とする期間の制限は不要と考えられるのではないかと。

- 過去に買収した企業グループの資本構造が複雑な場合に、現物分配により外国子会社株式を日本の親会社に直接保有させるケースが想定される。実務上はその他にも様々なケースが考えられ、ペーパーカンパニーの整理や事業の統合等でグループ再編を実施することもある。
- 事業戦略に基づき行われる機動的なグループ内再編を阻害しないための CFC 税制の見直しも重要である。例えば、クロスボーダー現物分配の取扱いについて、租税回避を防ぎつつ課税の繰延措置を検討することが考えられる。また、管理支配基準等について、グループでの判定を一定の条件下で認めることで、正当な目的に基づくグループ内再編の際に生じる課税をある程度防ぐことができる可能性がある。

### <現地撤退時の取扱いについて>

- 清算中の外国関係会社について、異常所得の算定における所得控除についても、清算手続き開始前の状況に基づいて合算対象を判定すべき。
- 海外事業の清算プロセスにおいて、現地で非課税となった所得が、CFC 税制では合算対象になってしまう可能性があることは課題。
- 例えばフィリピンやインドネシアでは、清算結了のために課税が完了した旨の証明書（タックスクリアランス）が必要なため、清算結了できず長期間に亘って子会社を存置せざるを得ないような国も存在する。また、租税債務の発生に備えて外国関係会社に資金を残しておく必要がある。このため、仮に内国法人と同様に残余財産がないと見込まれることを要件に一定の債務免除益等を合算課税の対象外とする措置を認めたとしても、適用できるケースが極めて限定されてしまうことが懸念される。また、CFC 税制上、外国関係会社の清算前に生じていた欠損金が控除できないケースがあること等を考慮すると、一定の債務免除益等を全部合算となる所得から除外するといった、より柔軟な対応が望ましいと考えられる。
- 清算中の外国関係会社に生じる債務免除益について、経済的な実質が乏しいにもかかわらず CFC 税制の下で合算対象とすることは、CFC 税制の趣旨に照らせば行き過ぎではないか。また、債務免除を受けた債務者について債務免除益課税が生じることはある程度やむを得ないとしても、当該債務免除益の実質的な利益発生蓋然性に鑑みれば、それを部分合算課税の対象となる異常所得として取り扱うかは別途の考慮があつて然るべきではないか。
- 必要な資金を清算中の外国関係会社に残しておくケースがあるが、その結果発生する受取利息が合算課税の対象になってしまうことは問題であり、合算課税の対象外とする取扱いが必要ではないか。

### <経済活動基準、ペーパーカンパニー等の判定について>

- グループ経営は、例えば「ある国で、ある特定の事業を行う企業群」といった事業セグメント単位で行われるものと考えられるが、事業セグメントの概念は幅広く、開示上のオペレーティングセグメントのようにかなり広い範囲を指す場合もあり、絞り込んだ表現とすべき。
- 日々のオペレーションを行っている会社、すなわち人員の存在を前提とする会社については、事業計画の策定等を行うといった要件を課すことなく基本的に実体を認め、管理支配基準を満たすという取扱いができるのではないか。
- リモートワークを活用する小規模な子会社が、固定施設を有さずレンタルオフィスや自宅で業務を行っており、オフィスがないため保守的にペーパーカンパニーと判定して申告するケースがある。事業活動の実体があるにもかかわらずペーパーカンパニーに該当する可能性があることは不合理と感じている。自宅オフィスも事業を行う場所となる可能性があること等も考慮して、実体基準に関する判断基準を Q&A 等で明確化することが望ましい。
- 非関連者基準の対象となる外国関係会社について、特に関連者との取引割合が 50%か否かの境界線上にある場合、年によって合算、非合算と判定が変わるのは不合理だと感じている。数値基準のみに依拠せず、より多様な要素を考慮することが重要ではないか。物流統括会社特例の資本要件についても見直しが必要であると考えている。
- 事業上の合理性が認められるペーパーカンパニーに関する取扱いを検討する際に、日本親会社を、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の下で、外部監査人による内部統制についての監査が実施される有価証券報告書提出会社に限定することは妥当。一方で、現地でグループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる場合等の要件を付した場合、グループの定義次第では実際の適用が厳しくなったり、適用範囲に振れ幅が生じたりする可能性があるため、慎重に検討すべきである。
- 事業上の合理性が認められるペーパーカンパニーについて、例えば、現地統括会社の傘下企業を含めた企業グループが、経営計画を策定・実行しているケースに限定し、管理支配基準の充足を認めるといった方向性を検討することも一案である。
- 事実上のキャッシュ・ボックスについても、ビジネスの実態と制度に乖離が生じないよう、見直しを検討する必要があると考えられる。

### <事務負担について>

- 小規模な外国子会社など税務担当者がいないケースでは、日本の CFC 税制を理解し、日本親会社からの質問に適切に対応してもらう必要が生じるため、子会社側の負担も大きい。
- 最も重要なのは事務負担の軽減であり、適用免除税率を現在の 20%から 15%に引き下げることによって、申告書の作成対象となる会社数が大幅に減少し、事務負担も軽減される。大きな制度変更となるが、今後も議論を継続していただきたい。

- 適用免除税率の判定の際に、租税負担割合に代えて、グローバル・ミニマム課税で算定される実効税率（ETR）の選択適用を認める場合には、納税者が有利な結果のみ選択することを避けるため、一定期間の継続適用を要件とすることが重要。
- CFC 税制の租税負担割合の計算自体は実務が確立されている一方で、タイミングの違い等により、グローバル・ミニマム課税における ETR の計算が CFC 税制の申告に間に合うか今の段階では不明。恒久的セーフハーバーの状況も不透明な中で、両制度の共通化を強く打ち出すべきかについては慎重に検討する必要があるのではないか。
- CFC 税制とグローバル・ミニマム課税の共通化の検討にあたっては、グローバル・ミニマム課税との整合性から CFC 税制の基準を 15%に引き下げたドイツや、CFC 税制で簡易な実効税率テストを導入したイタリアの見直しも参考にできるのではないか。
- CFC 税制とグローバル・ミニマム課税の両制度の対象企業には非常に重い事務負担が生じるため、グローバル・ミニマム課税の対象企業について CFC 税制上の事務負担を緩和するような措置を認めることで、事務負担に関しての公平性に資すると考えられる。一方で、CFC 税制について改めて課題等を整理すると、グローバル・ミニマム課税以外の観点でも重い事務負担等が課せられていたことが明らかになったため、対象企業を限定せず CFC 税制の見直しを検討する必要もあるのではないか。

### <その他>

- 最近の税務調査の状況からすると、CFC 税制で通常の内国法人であれば課税されないような課税が生じるケースや、内国法人よりも重い税負担が生じるケースがあるように見受けられることから、内国法人の取扱いとの整合性を考慮して見直しを行うべきである。
- 例えば、外国子会社配当益金不算入制度では、内国法人は適格組織再編によって被合併法人等から移転した株式について、移転元法人の保有期間を通算できるが、CFC 税制上はこのような期間通算の特例がない。
- 合算所得の計算上控除される配当等に該当するかの判定の際に、内国法人との整合性、ビジネスの実態面を考慮して持分割合 25%以上の判定をグループ全体で行えるようにすべきではないか。また、外国子会社配当益金不算入制度における租税条約の二重課税排除条項で軽減された保有割合を考慮することや、持分割合の閾値を 25%からグローバル・ミニマム課税と同様の 10%にすることも検討の余地があるのではないか。
- 実務上は基本的に、現地法令方式により基準所得金額を計算しているが、米国法人が傘下の第三国子会社の所得を GILTI や Subpart F で取り込み、それが日本の CFC 税制上の基準所得金額に含まれ、結果として二重課税が生じる可能性がある。当局に申請して本邦法令方式に変更すれば回避可能であるが、計算方式の選択によって合算課税額が変動し得ること自体が問題ではないか。

- CFC 税制の当初申告で納税者は合算申告が不要と判断し配当等に係る明細書等を添付しなかったところ、税務調査で合算申告が必要とされた場合に、宥恕規定が適用されず、配当控除が認められなかったケースがある。現在も政令レベルでは当初申告要件がまだ残っており、手続き面の簡素化による事務負担の軽減として検討する必要があるのではないか。

以上